

服務規律強化旬間 不祥事撲滅を目指して！

平成27年11月24日
教 職 員 課

教職員の服務規律確保のための校内研修資料

～飲酒運転を絶対に起こさないために～

今年度、飲酒運転をした教職員が現行犯逮捕または検挙されるという不祥事が発生し、本県の教育に対する県民の信頼は著しく損なわれました。年度末のこの時期は飲酒をする機会も多いので、以下に示した事例を参考に、どのようにしたらこのような不祥事を防ぐことができるか、質問について考え、それをもとに話し合ってみましょう。

事例Ⅰ 新年会で飲酒した翌日、部活動の指導のため自家用車で出勤する途中、信号待ちで停止している車に追突し、警察の事情聴取を受けた際に酒気帯び運転であることが発覚し逮捕された。

事例Ⅱ 宴席で飲酒後、代行車で帰宅したが自宅付近で代行車を帰し、自分で車庫入れをしようと自宅前の公道を運転したところ検挙された。

- 質問1 それぞれの事例では、どのような気持ちから車を運転したのでしょうか。
質問2 それぞれの事例では、どのような点に問題があったのでしょうか。
質問3 これらの事例によって、失うものにはどんなものがあるのでしょうか。
質問4 これらの事例が起きた場合、児童生徒、保護者は先生(学校)のことをどのように思うのでしょうか。

※知っていますか・・・

- ・酒気帯び運転による交通違反・事故に係る懲戒処分は免職または停職となります。
免職の場合、退職手当の全部又は一部が支給されません。
例) 30歳高校教諭が懲戒免職(退職手当全部不支給)となった場合の失った給与等(試算)
勤続年数8年で普通退職した場合の退職手当は約119万円
定年まで勤務したとした場合の勤務年数38年に基づく退職手当は約2,297万円
定年まで勤務したとした場合の30年間の給料等は約2億300万円
- ・民事上の責任
相手方の自動車の修理代や、人身事故による治療費、慰謝料などの賠償金を支払わなければならない。
- ・行政処分
呼気1リットル当たり0.15mg以上0.25mg未満の場合は免許停止期間90日
呼気1リットル当たり0.25mg以上の場合は免許取消(欠格期間2年)
酒酔い運転の場合は免許取消(欠格期間3年)
- ・刑事上の責任
酒酔い運転の場合: 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転の場合: 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(危険運転致死傷罪の場合)
人を負傷させた者は1か月以上15年以下の懲役
人を死亡させた者は1年以上20年以下の懲役

◇ハンドルを握る時、思い浮かべてください! ◇
目の前の子どもたちの顔、同僚の顔、そして家族の顔